



7月1日より町内公共施設等の敷地内禁煙を実施します

望まない受動喫煙の防止対策をより一層強化するため、健康増進法が一部改正されました。これを受け、下記の一部施設を除き、7月1日より町内公共施設等については、敷地内禁煙となります。また、加熱式たばこについても禁止となります。

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。 ◆敷地内に屋外喫煙所の設置を予定している施設(7月～) ・杉戸町役場 ・すぎとピア ・アグリパークゆめすぎと ※上記は、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置をした喫煙場所を設置する予定です。

子どもや特に配慮が必要な人が集まる場所等では、喫煙を控える等、公共施設に限らず、望まない受動喫煙を生じさせることがないように、周囲の状況に配慮しましょう。

☎ 財産管理課 財産管理担当 内線273 健康支援課 健康づくり担当 ☎ (34) 1188

なかよし広場

お子様の健やかな成長を願い、保護者が安心できる子育てに役立つよう、「なかよし広場」を開催します。

対象 町内在住の幼稚園就園前のお子様と保護者の皆様 内容 紙芝居、折り紙、ままごと、歌などの活動、幼稚園職員への子育て悩み相談、保護者同士の語り合いなど

Table with 4 columns: 日程・場所, 期日, 時間, 会場. Rows for 第5回 and 第6回.

※開始時間15分前から受付を開始します。時間内であれば、途中参加も可能です。 ※すぎと幼稚園はお車でご来園できます。中央幼稚園には駐車場がありませんので、お車でのご来園はご遠慮ください。 ※各回の実施内容の詳細につきましては、直接園にお問い合わせください。 ☎ 中央幼稚園 ☎ (34) 2961 すぎと幼稚園 ☎ (53) 8266

私立幼稚園就園奨励費補助金のお知らせ

杉戸町に住民登録をしていて、県が認可した私立幼稚園に通園している園児の保護者に対し、保護者の町民税の課税状況に応じて補助金を支給します。

申請用紙は、各幼稚園を通じて6月中旬ごろ配布予定です。なお、町外の幼稚園に通園されている方で、7月になっても幼稚園から申請用紙が配布されない場合はお問い合わせください。

☎ 子育て支援課 幼稚園・保育園担当 内線268

花の種子・苗・苗木費用を助成します！ ～花いっぱいのみちづくりを目指して～

地域住民で構成する団体やグループなどが共同して実施する花植え活動に対し、花植えに要する種子・苗・苗木費用の助成を行い、花いっぱいのみちづくりを推進しています。

助成対象 ①コミ協会員 ②町内の10戸以上で構成する地域住民グループ ③町内自治会、婦人会、PTA、子ども会等 地域に密接した地域住民団体

助成内容 広場、公園、運動場、児童遊園、集会所等のコミュニティ施設(学校は除く)やその周辺、または商店街、街路等の公共の場所への植栽に必要な種子・苗・苗木代です。(役務費、用具、用土、肥料等は対象外) ※植栽場所は、管理者の承諾を得ることが必要です。

助成金額 助成金 1事業者あたり年2回まで助成。(2回目の助成については、予算の範囲内において額を決定し、助成)

限度額 コミ協会員：3万円、その他団体：2万円 ※1,000円未満は切り捨て

申請方法 役場住民協働課窓口または町ホームページから取得した所定の申請書を事務局へ提出。 ☎ 杉戸町コミュニティづくり推進協議会事務局 (住民協働課内) 内線283

多子世帯に住宅取得補助金を交付します

県では多子世帯(18歳未満の子が3人以上又は2人(条件付き)の世帯)を対象に住宅取得の諸経費に対して補助を行っています。

補助金額 ①新築住宅／最大50万円 ②中古住宅／最大40万円

補助対象 ◆新築住宅 戸建住宅：敷地面積110㎡以上かつ床面積100㎡以上 マンション：床面積80㎡以上又は5室以上 ◆中古住宅 戸建住宅：床面積100㎡以上 マンション：床面積80㎡以上又は5室以上

募集期限 ◆新築住宅 9月9日(月)まで(抽選申込制) ◆中古住宅 令和2年3月16日(月)(先着制) ※予算がなくなり次第、終了します。 ☎ 県住宅課総務・民間住宅担当 ☎048 (830) 5563

日本の未来のために 経済センサスー基礎調査を実施します

総務省統計局・埼玉県・杉戸町では、「経済センサスー基礎調査」を実施します。

この調査は、調査員が全国すべての事業所の活動状況を实地にて確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には、調査票を配布します。調査へのご理解、ご回答をよろしくお願ひします。

☎ 総務課 情報統計担当 内線207



ふるさと元気村事前講習会

講習会を一度受講していただく「ふるさと元気村(すぎとピア内トレーニング室)」がご利用いただけます。

日時 6月20日、7月18日 毎月第3木曜日 10時～11時30分

場所 ふるさと元気村(すぎとピア内)

対象 町内在住の60歳以上の方 ※要支援、要介護認定を受けている方を除く

定員 各月10名(申込順)

費用 無料 申込 電話またはすぎとピア窓口で申込 ☎ すぎとピア ☎ (33) 8192

～大切な人に思いをつなぐ～ エンディングノートを配布します

エンディングノートとは、人生を振り返り、あなた自身に関する情報や希望をわかりやすくまとめ、自分の思いを整理したものです。エンディングノートには法的な効力はありませんが、これからの人生を自分らしく生きるきっかけとなり、遺された人へ自分の希望、思いを伝えることができます。自分のため、大切な人のためにノートを書いてみませんか。

このノートは、町と協定を結んだ協働発行事業者が、民間企業等から広告掲載を募り、その広告料で作成したものです。

対象 どなたでも 配布場所 高齢介護課、地域包括支援センター

配布方法 各配布場所において直接手渡し ☎ 高齢介護課 高齢者福祉担当 内線317・318



すぎぴょんカフェ

どなたでも気軽に参加できる「集いの場」です。地域の方、介護されている方、認知症の方、認知症の家族の方も…みなさんとホッと一息コーヒープレイクしませんか？

日時 6月21日(金) 10時～12時 場所 ウエルシア 杉戸倉倉店

内容 「爪楊枝と空き容器で作る一輪挿し」初めての方も簡単にできる小物づくりです。おしゃべりしながら、楽しい時間を過ごしましょう。 ※認知症や健康・介護に関する個別相談も可。

参加費 無料 定員 10名程度(申込不要) ☎ 高齢介護課 すぎと地域包括支援センター ☎ (36) 2620

杉戸町水道指定給水装置工事事業者

次の事業所を追加指定しました。 店名 日本環境管理株式会社(平成31年4月9日指定) 所在 杉戸町内田一丁目1番14号 ☎0480 (32) 2267 ☎ 上下水道課 水道担当 ☎ (37) 1232

平成30年度の水質検査結果(下半期)を公表

上下水道課では、毎年度「水質検査計画」を策定し、これに基づき水質検査を実施しています。平成30年度下半期(平成30年10月から平成31年3月)の水質検査結果がまとまり、上下水道課窓口や町のホームページにてご覧いただけるようになりました。なお、すべての水質検査結果において基準を満たしております。

☎ 上下水道課 水道担当 ☎ (37) 1232

成人式実行委員を募集します

令和2年に新成人を迎える方々から、成人式実行委員を募集します。仲間とともに、皆さん自身の手で、成人式を盛り上げてみませんか?ご希望の方は社会教育課へお申込みください。

◆成人式実行委員の活動内容

8月下旬から月1回程度(平日19時頃～)開催される実行委員会(全4回予定)に出席し、成人式における役割分担やアトラクションの企画などについて話し合います。また、成人式当日は、地域の方々や町職員と協力しながら式の進行を手伝っていただきます。

【令和2年杉戸町成人式】

日時 令和2年1月12日(日) 13時30分～(受付13時～)

会場 生涯学習センター(杉戸中学校区) すぎとピア(広島中学校区及び東中学校区)

対象 平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの方 ☎・☎ 社会教育課 社会教育担当 内線484

すぎと町民大学公開講演会(公民館共催事業)を開催します

東洋大学食環境科学部教授の林清先生を講師にお迎えし、「食と健康 一頭で食べて、より健康に一」と題し、まちづくりや地域づくりへの市民参加などについて、わかりやすくお話しいただく予定です。この講演会に参加ご希望の方は、下記までお申込みください。

なお、本講演会は、東洋大学社会貢献センター講師派遣事業協力による開催となります。

日時 7月28日(日) 14時～15時30分 集合 西公民館

その他 先着30名様(すぎと町民大学学生を除く) ☎・☎ 社会教育課 社会教育担当(内線483・484)

平成30年度 情報公開請求等の公開状況

町では、町民の「知る権利」を保障するとともに、町民の町政への参加を推進するため、杉戸町情報公開条例に基づく情報公開制度\*を実施しています。

また、同時に基本的人権を守るため、町が保有している個人情報を保護するとともに、本人が自己の個人情報を開示することを保障する杉戸町個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度\*を実施しています。

Table with 5 columns: 情報区分, 公開, 部分公開, 非公開, 計. Rows for 町政情報 and 自己情報.

※情報公開制度

開かれた行政を推進するため、町政情報(公文書)を町民の請求に応じて公開、またはその写しを交付する制度。

※個人情報保護制度

町が持っている個人情報の利用等に関してルールを定め、プライバシーの保護を図るとともに、自己情報(保有個人情報)を本人の請求に応じて開示等する制度。

■不服申立の状況

情報公開や自己情報の開示に対する決定に不満がある場合は、町に対して不服申立をすることができます。昨年度において、不服申立はありませんでした。

☎ 総務課 議会法務文書担当 内線214

